

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	東部クリーンセンター

契約業者名・住所	愛知時計電機株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 新宿オークタワー18階
工事等の名称	東部クリーンセンター工業用水計量設備修繕
工事等の場所	松戸市高塚新田352番地
種 別	流量計更新
工事等期間	令和8年5月30日から令和8年8月31日
契約金額	1,430,000円
工事等の概要	検定失効前の流量計の交換、整備、調整等
随意契約の理由	当施設は、千葉県水道局より東葛・葛南地区工業用水道（以下「工水」という。）を処理工程の希釈水として使用し運転しております。工水を使用するにあたり、千葉県工業用水条例第13条の規定により使用者が量水器を設置することになっております。この量水器は、工業用水料金の取引（特定計量器）に使用されているため、計量法による検定（検定の有効期間は計量法施行令第18条の規定により水道メーターは8年間と定められている。）を受けなければなりません。 当施設の工業用水計量設備は、水量を計測し表示装置等に信号を発信する流量計（量水器）、流量計から発信された信号を表示する表示装置、計測したデータを記録する記録装置等から構成されており、現在の設備は平成30年7月に整備したもので、流量計（量水器）は令和8年7月をもって検定が失効し使用ができなくなります。よって、引き続き工水を使用していくため工業用水計量設備の一部分である流量計（量水器）、記録計等を交換整備するものです。

当修繕にあたり、実施できる業者の条件として、量水器の交換に伴い工業用水計量設備全体の調整を必要とすることから、「既存機器との信号の取り扱い等を把握し的確に調整できること。」「計量法に適合している検定品を納入できること。」となります。愛知時計電機㈱が本設備を製造し施工したものであり、本設備に対する専門的知識、機器の情報及び技術を有しており、前述の条件を満たす会社であります。

よって上記の理由から、愛知時計電機㈱が最適と思われることから、同社を選定し、併せて地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約となるものです。